

# 会員規約

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人流域フォーラム（以下「当会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 当会は、河川・運河等流域環境の創出事業、エコシップの推進および水上交通の推進事業、水辺周辺の市区都府県の賑わい再生およびまちづくり事業等を遂行することを目的とする。

特に、河川・運河・海浜などの水辺とその流域および関連する歴史的資源を保全・活用し、その流域ならではの地域づくりを遂行することを目指すものである。またその事を通して、人づくりおよび日本の水文化の普及をはかり、心ふれあい、明るく住みよい地域社会の創出と交流に貢献することを目的とする。

(組 織)

第3条 当会は、流域づくり運動に賛同し、その実践にあたる民間企業・団体・個人・学生・行政等により組織される。

(事 業)

第4条 当会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 流域づくり・水文化の普及を目指す市民間および行政とのパートナーシップ事業（調査研究を含む）の推進
- (2) 人材のネットワークや構成団体相互間の連絡調整及び関係行政機関との連携事業（調査研究を含む）の推進
- (3) 流域づくりと地域の実績実践団体に対する協力、助言、および行政に対する提言等
- (4) 「流域づくり・まちづくり・水文化・水上交通（エコシップ）・観光」事業（調査研究を含む）および交流・活動の推進に関する事業の推進と宣伝等
- (5) 「流域づくり・まちづくり・水文化・水上交通（エコシップ）・観光」に関する国内外の会議、講演会、研究会、指導者養成セミナー事業等の開催および専門家の召還、派遣、育成等
- (6) 「流域づくり・まちづくり・水文化・水上交通（エコシップ）・観光」に関する国内外交流および国内外事業（調査研究を含む）および出版、映像作成事業
- (7) 会の経営・運営事業を会内外のブレインと協議・実施し、連携、事業化や助成金の獲得、会員からの寄付獲得により、流域にかかわる事業（調査研究を含む）の推進等

(8) その他目的達成のために必要な事業（調査研究を含む）

（役員）

第5条 当会に次の役員を置く。

- 〔1〕 理事長 1名
- 〔2〕 理事 15名以内
- 〔3〕 監事 2名以内

2 役員は、総会で選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員の補充によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（アドバイザー）

第7条 当会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、理事長が総会に諮って委嘱する。

3 アドバイザーは、当会の目的達成に資する助言にあたる。

（総会）

第8条 当会の重要事項を議決する機関として、総会を設ける。

（プロジェクト部会）

第11条 当会の運営または事業を円滑かつ効果的に推進するため、プロジェクト部会を置く

（事務局）

第12条 当会は事務局を設置する

（会計年度）

第16条 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる